

第1編 総論

■ 第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等（本文 P1）

1 計画作成に当たっての基本的考え方

平成元年に制定された非核平和都市宣言の冒頭に掲げているとおり、世界中の人々が等しく平和な暮らしを営むことは、人類共通の願いです。

本市においてはこの宣言の趣旨に基づいた平和意識の高揚や啓発事業の開催などを実施するとともに、諸外国が行う「核実験」について抗議文を送付してきました。これらの取組はこれからも続けていかなければならず、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であることは言うまでもありません。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねても、万一、武力攻撃が発生したときは、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があります。このため、この計画を作成し、市民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から市民を保護するための活動を行い、有事における市民の安全と安心を確立させていくことを基本的な考えとしていきます。

2 計画の目的

市保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とします。

3 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、本市の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進するものとします。

4 計画の位置付け

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条第1項の規定により、県保護計画に基づき、市保護計画を作成します。

5 計画に定める事項

市保護計画に定める事項は、次のとおりとします。

【市保護計画に定める事項】（法 35-2）

- ①市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- ②市が実施する第16条第1項及び第2項に規定する保護措置に関する事項
- ③保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

6 計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や、市域を越えて市の区域内に避難してきたすべての人（外国人を含む）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（この計画において、これらを「市民」という。）を保護の対象とします。

■第2章 基本方針（本文 P5）

1 基本的人権の尊重（法 5）

市は、保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとします。

2 市民の権利利益の迅速な救済（法 6）

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済の手続について、これらの手続を迅速かつ適切に実施するための処理体制を確保するものとします。

3 市民に対する情報提供（法 8）

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で提供するものとします。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法 3-4）

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努めるものとします。

5 市民の協力（法 4）

市は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請することとします。この場合において、市民はその自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとします。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実、ボランティアへの支援に努めます。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を必要とする方の保護について留意するものとします。

また、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとします。

7 指定（地方）公共機関の自主性の尊重

市は、指定（地方）公共機関の保護措置の実施方法については、指定（地方）公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに配慮します。

8 保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとします。また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとします。

9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、保護措置の実施に際しては、地域防災計画等の既存の計画等に基づく取組の蓄積を活用するものとします。

■ 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 (本文 P7)

保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割及び保護措置の実施の流れ、市及び県の業務の大綱及び関係機関の連絡先について示します。

■ 第4章 市の地理的、社会的特徴 (本文 P9)

保護措置を適切に実施するため考慮しておくべき市の地形・気象・人口・土地利用・自衛隊施設等・交通など地理的、社会的特徴について示します。

■ 第5章 市保護計画が対象とする事態 (本文 P15)

市保護計画では、県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とします。なお、具体的な事態の想定や留意点等について、県保護計画との整合を図りながら関係機関と連携して検討を加えていきます。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

【武力攻撃事態】武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃

(3) NBC攻撃の場合の対応

①核兵器等、②生物兵器、③化学兵器

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態の定義

【緊急対処事態】武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急処理事態の分類

① 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(ダム破壊等)

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破)

② 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(放射能の飛散、炭疽菌、サリン等の大量散布等)

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
(航空機による自爆テロ等)

第2編 平素からの備えや予防

■第1章 組織・体制の整備等 (本文 P21)

第1節 市における組織・体制の整備

1 組織・体制の整備

市は、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備するとともに、消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど24時間体制を確立し、市長及び国民保護担当職員に速やかに連絡が取れるよう体制を確保します。

2 消防機関の体制

消防本部及び消防署は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとします。また、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図ります。

第2節 関係機関との連携体制の整備

1 基本的な考え方

市は、武力攻撃事態等への迅速な対処を図るため、防災のための連携体制の活用を図るとともに、関係機関の計画との整合性を確保し、関係機関相互の意思疎通を図られるよう努めます。

2 県との連携

市は、県と連携して情報の共有を図るとともに、県との市保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置との整合性を図ります。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町に関する最新の情報を常に把握することとし、相互の保護計画の内容について協議する機会を捉え、計画の整合性を図るとともに、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町との相互間の連携を図っていきます。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るものとします。

4 指定（地方）公共機関等との連携

市は、区域内の指定（地方）公共機関等との緊密な連携を図るほか、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、市医師会との連絡体制を確認し連携を図るものとします。

また、関係機関及び市内事業所から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図るものとします。

第3節 市民に期待される取組等

1 市民に期待される取組

水及び食料の備蓄、医薬品や携帯ラジオ等の非常持出し品の準備、避難施設と経路の確認、テレビ、ラジオ等による情報収集等の取組が自主的、自発的に行われるよう、住民及びコミュニティ、自治会、自主防災組織、事業所等それぞれに期待される取組を示します。

2 市民との連携・支援

市は、県と協力しながら、地域における自主的な活動への支援に努めるとともに、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、社会福祉協議会、商工会等の団体等との連携に努めます。

また、自主防災組織及びボランティア関係団体等により行われる保護措置のために行われる自発的な活動に対して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

第4節 通信の確保

1 非常通信体制の整備

市は、関係機関の協力を得て非常通信体制の充実強化に努めるほか、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めるとともに、その運用、管理を行います。

また、武力攻撃事態等における市民に対する情報伝達の手段として、できる限り多くの通信連絡手段がとれるよう整備充実に努めるものとし、高齢者、障害者等、

情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討に努めることとします。

2 情報通信機器等の活用

市は、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、県が整備したフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）を活用するものとし、武力攻撃事態等により有線系の伝達手段が途絶した場合などには、県が整備した兵庫衛星通信ネットワークを活用し、音声、ファクシミリ等の情報を送受信することとします。

第5節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対し、これらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備するものとしてします。

第6節 研修及び訓練

市職員は、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、市が実施する研修及び訓練について定めます。

1 研修

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会確保に努めます。また、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行うとともに、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して保護措置に関する研修等を行うこととします。

2 訓練（法 42）

(1) 訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を行うよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るものとしてします。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携を図ることとします。

【訓練に当たっての主な留意事項】

- ・保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施します。
- ・訓練実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意します。
- ・訓練実施後には評価を行うとともに、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業に反映できるよう努めます。
- ・市は、住民に対し訓練の参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の開催時期などについて住民が参加しやすいよう配慮することとします。

■第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対応に関する平素からの備え（本文 P36）

市長は、県知事からの避難の指示の伝達や避難実施要領の策定等により避難誘導を行うとともに、県知事から委任された救援に関する措置及び県知事が実施する救援に関する措置の補助を行うことから、避難、救援及び武力攻撃災害への対応に関する平素からの備えについて必要な事項を定めます。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から区域内の道路網リストや輸送カリストなど必要な基礎資料を準備します。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保するものとします。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、福祉部局と防災部局が情報を共有しながら、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、災害時要援護者への的確な対応が図られるよう努めるものとします。また、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努めるものとします。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平

素からこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築するものとします。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとし、できる限り自治会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮することとします。

作成するに当たっては、県から必要な助言を受けるとともに、特に避難経路の選定等について県警察から助言を受けることとします。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や、県が行う救援を補助する場合に備え、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておくものとします。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保するものとします。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有するものとします。

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有するものとします。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとします。

5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、住民に周知することとします。

6 避難施設の指定への協力等

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、県と連携して住民に周知します。

7 医療体制の整備

市は、区域における医療資源を把握し、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図るものとします。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備することとします。また、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとします。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、県の措置に準じて警戒等の措置を実施するものとします。この場合においては、県警察との連携を図るものとします。

■第3章 物資及び資材の備蓄、整備 (本文 P43)

1 市における備蓄

市は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ備蓄することとします。

また、保護措置の実施のため特に必要となる資機材及び特殊な薬品等については、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応することとします。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

市は、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検するとともに、ライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとします。

■第4章 啓 発 (本文 P46)

武力攻撃災害による被害の最小限化には、市民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であることから、市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等の実施に努めることとします。

第3編 武力攻撃事態等への対処

■第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置(本文 P48)

県内他市町及び大阪府、京都府において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態発生に関する情報を入手したとき及び県外（大阪府、京都府を除く）において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したときには、市として初動対応を的確かつ迅速に対処するため、緊急対応連絡会議を設置し、構成員の所属において対応を図ります。

また、県から警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合などで、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合、並びに市対策本部が廃止された後に引き続き警戒が必要である場合には、緊急対応対策本部を設置し、全庁的な体制を整えることとします。

■第2章 市対策本部の設置等 (本文 P52)

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置します。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法 26-2・29-11）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合に、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請するものとします。なお、市長は、市対策本部の設置の有無に関わらず、保護措置を実施することができるものとします。

2 職員の動員の実施

市対策本部員及び市対策本部事務局員については、市対策本部設置に伴い直ちに配備に就くこととします。市対策本部職員については、市対策本部長が決定する配備体制をとるものとし、職員の安全確保に配慮したうえで、参集基準に従い職員の配備を行います。具体的な配備人員等については、原則として、地域防災計画地震災害対策計画編における地震時の配備計画を準用するものとし、事態の状況等を勘案し、市対策本部長が

決定するものとします。

3 通信の確保

市は、災害時優先電話、携帯電話、FAX、レジデントFAX、インターネット、LWAN（総合行政ネットワーク）等の利用又は臨時回線の設定、並びに公衆回線網等が使用できない場合には消防無線、水道無線、トランシーバー等により、市対策本部と市現地対策本部、地区対策部（現地調整所）、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保することとします。

■第3章 関係機関相互の連携（本文 P62）

保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定（地方）公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定めます。

1 国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図ります。

2 知事、指定（地方）行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請（法 16-4）

本市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し必要な要請を行います。

(2) 県職員の派遣要請

市長は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、県職員の派遣を要請します。

(3) 指定（地方）行政機関の長への措置要請の求め（法 16-5）

本市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定（地方）行政機関の長への要請を行うよう求めるものとします。

(4) 指定（地方）行政機関等の長に対する職員の派遣要請

本市の区域内における保護措置の実施のため必要があるときは、県を經由して指定（地方）行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人

をいう。)の長に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行います。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めることとします。

(5) 職員派遣のあっせんの求め

市は、(3)の要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(3)の職員の派遣について、あっせんを求めることとします。

(6) 知事に対する応援の要求（法 18）

本市の区域における保護措置を実施するため必要があると認められるときは、知事に対して応援を求めます。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求（法 17）

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求めることとします。

(2) 事務の一部の委託（法 19）

市が、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するものとします。

5 指定（地方）公共機関への措置要請

保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行うこととします。

6 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請します。

7 市が行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等（法 17-1）

他の市町村から応援の求めがあった場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとします。

(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援等（法 21-2）

指定（地方）公共機関の行う保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとします。

8 地域団体等に対する支援等

(1) 地域住民組織等に対する支援

自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等の長等の地域のリーダーとなる住民による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により必要な支援を行うこととします。

(2) ボランティア活動への支援等

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、状況を踏まえ、その可否を判断することとします。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりしないよう留意するものとします。

9 市民への協力要請等

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、住民に対して必要な援助についての協力を要請するものとします。この場合において、市は、要請を受けて協力する住民の安全の確保に十分配慮するものとします。

協力を要請された住民は、必要な協力をするよう努めるものとします。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとします。

■第4章 警報の伝達及び通知（本文 P70）

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定めます。

1 警報内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達（法 47-1）

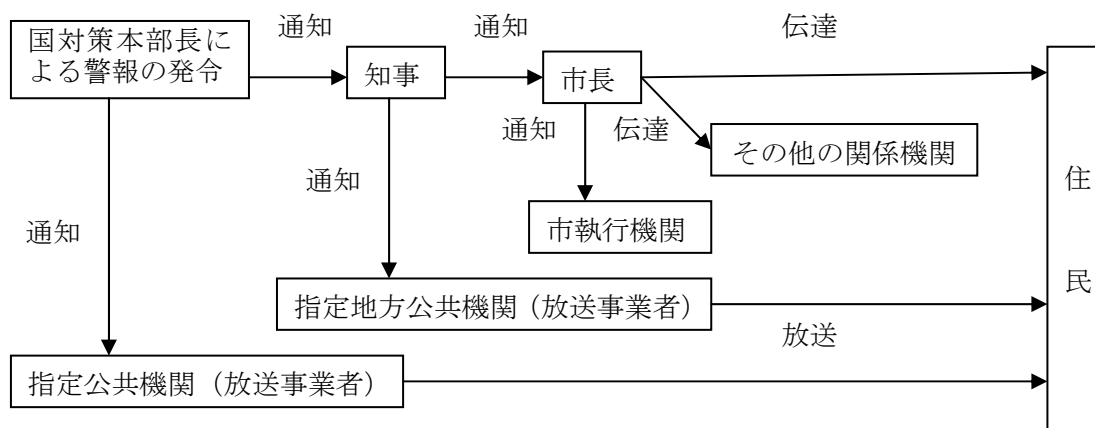
市長は、知事から警報の通知を受けたときは、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達するものとします。

【警報に定める事項】

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
(地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。)
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知（法 47-1）

市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知することとします。また、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市ホームページに警報の内容を掲載することとします。



2 警報の伝達方法等

(1) 警報の伝達方法

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれた場合は、広報車により国が定めたサイレンを吹鳴して巡回し、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等をケーブルテレビや携帯電話一斉メール配信、市ホームページ等により周知することとします。また、市長は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用して警報の内容が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ることとします。

(2) 伝達体制の整備

市長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、また、自主防災組織、コミュニティ組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めることとします。

(3) 高齢者、障害者、外国人等への配慮

警報の内容の伝達については、特に高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとします。

■第5章 住民の避難（本文 P73）

知事は、武力攻撃事態等において、国対策本部長による避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する市町長を経由して、住民に対して直ちに避難を指示することとされており、市は、県の避難の指示に基づいて、避難指示の伝達等及び避難実施要領を作成して避難住民の誘導を行う必要があります。その実施に当たっての必要な事項について定めます。

1 避難の指示の伝達等

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を速やかに住民及び関係ある公私の団体に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請するものとします。

2 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難の指示の内容に応じた避難実施要領を作成することとします。

避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を市民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、消防長、川西警察署長、及び自衛隊兵庫地方協力本部長、管轄する県地方対策本部長（阪神北県民局長）に通知します。

その際、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供するものとします。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとします。その際、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分配慮するとともに、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行います。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

(2) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たって、自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等の長等、地域におけるリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することとします。

(3) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難を的確に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保が図られるよう努めます。

4 避難に当たって留意すべき事項

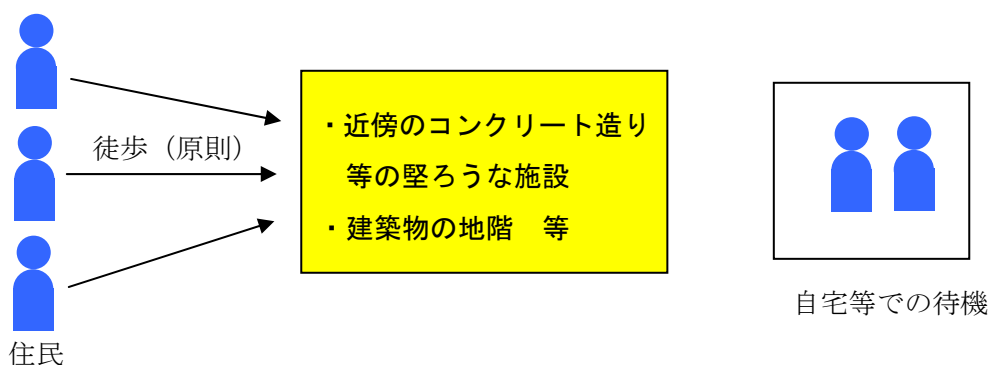
本市の地域特性や事態の類型等により、市民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定めます。

5 避難の類型

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなります。県計画において、避難先地域の区分に応じた基本的な避難の類型が示されています。

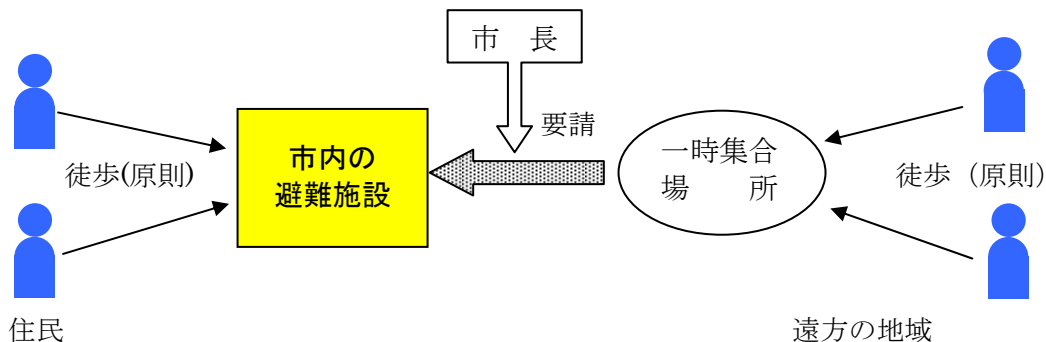
(1) 屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難します。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、(2)～(4)の類型により、他の安全な地域へ避難します。



(2) 市内の避難

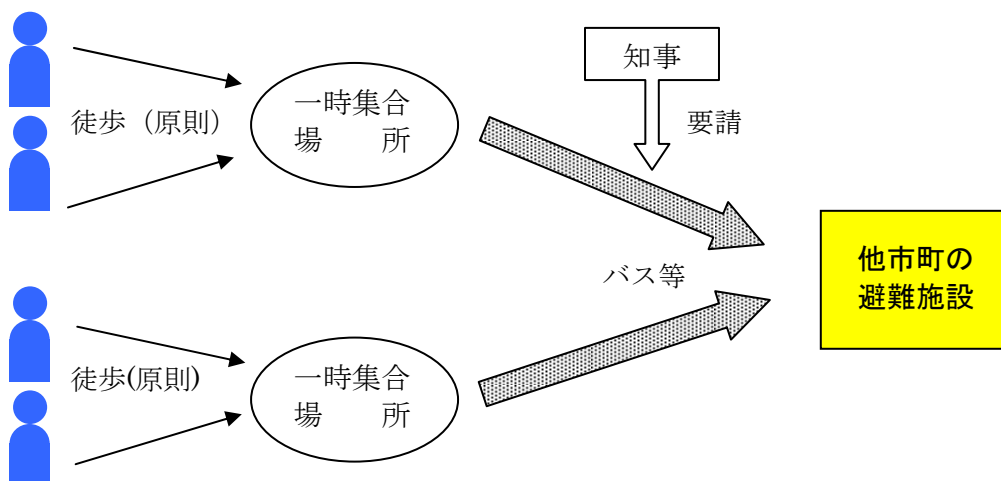
市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難します。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗します。



(3) 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難します。

また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行います。

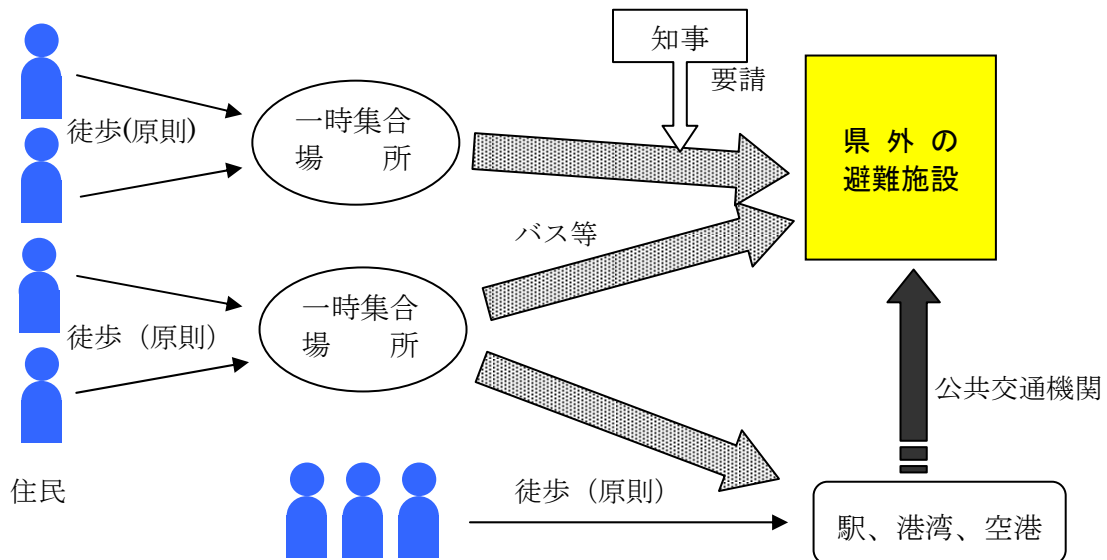


(4) 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶、航空機等の公共交通機関による避難します。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通

機関により避難します。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行います。



■第6章 救 援 (本文 P86)

第1節 救援の実施

1 救援の実施 (法 76)

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援に関する措置を県と密接に連携をとった上、関係機関の協力を得て行います。

2 関係機関との連携

(1) 救援における県との連携及び要請

市は、知事が集約し、所有している資料の提出を求めるとともに、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに救援に関する措置を実施するものとします。

また、他の市町村との連携が必要であると判断した場合には、知事に対して具体的な連携内容を示して、県内の他の市町村との調整を行うよう要請します。

(2) 日本赤十字社との連携

市は、事務の委託を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

第2節 救援の実施方法

1 収容施設の供与

(1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護することとします。

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、原則として県が住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図ることとされています。

2 食糧の供給

食糧の供給にあたっては、避難住民等の状況に応じて必要量を算出し、備蓄食糧を優先的に使用するものとします。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに、必要があると判断する場合は、県に対し供給あっせんを要請するものとします。

3 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給します。

4 生活必需品の供給又は貸与

物資の供給にあたっては、避難住民等の状況に応じて必要量を算出し、備蓄物資を優先的に使用するものとします。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに、必要があると判断する場合は、県に対し供給あっせんを要請するものとします。

5 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は分娩の途を失った避難住民に対し、応急的な医療又は助産を提供するものとします。なお、NBC攻撃による特殊な医療・助産活動の実施については、県との連携に留意するものとします。

6 被災者の検索及び救急救助活動

避難の指示が解除された後、又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を検索し、救急救助活動を実施します。

7 電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信施設を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐこととします。

8 住宅の応急修理

武力攻撃災害により自宅が半焼又は半壊し、自らの資力によっては応急修理ができない者の住宅に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、居住の安定を図ります。

9 学用品の給与

避難の指示に基づく避難、又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して学用品を給与します。

給与にあたっては、被害の実情に応じて、学校長に報告を求め、学校別、学年別に教材・学用品等の必要数量を速やかに把握し、県に報告するとともに、その指示に基づき調達し、各校に配分することとします。

10 遺体の搜索及び処理

(1) 遺体の搜索

避難の指示が解除された後、又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情から既に死亡していると推定している者を搜索します。

(2) 遺体の取り扱い

遺体の処理は見分を行う県警察と密接な連絡のもとに実施し、必要に応じて関係事業者に協力を要請するものとします。

11 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施します。

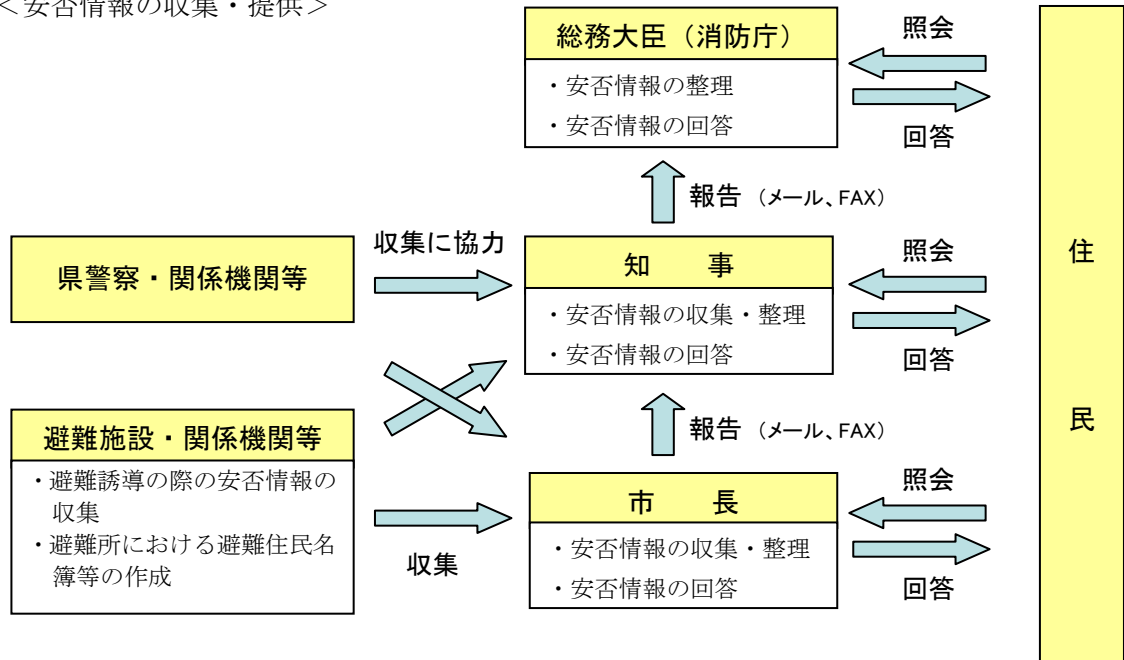
12 障害物の除去

武力攻撃災害により、土砂、立ち木、がれき等の障害物が住家又はその周辺に運ばれた場合、自らの資力をもってそれを除去することができない者に対して、必要最小限度の日常生活が可能となるよう障害物を除去します。

■第7章 安否情報の収集・提供 (本文 P107)

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答についての流れは次のとおりです。

<安否情報の収集・提供>



■第8章 武力攻撃災害への対処 (本文 P114)

第1節 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処 (法 97-2)

市長は、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国や県等の関係機関と協力して、対処のために必要な措置を講じます。

(2) 知事への措置要請 (法 97-6)

武力攻撃により多数の死者が発生した場合など、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、市長は知事に対し、消防、県警察、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報 (法 98-1・2)

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市長又は消防吏員、警察官へ通報しなければならないとされており、通報を受けた消防吏員、警察官は、速やかにその旨を市長に通報することとされています。

(2) 知事への通知 (法 98-3)

市長は、(1)の通報を受けた場合において、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

3 緊急通報の通知 (法 100-2)

知事が発令する緊急通報を受けたとき、市長は、直ちにその内容を住民及び関係のある団体、他の執行機関その他の関係機関に通知します。

第2節 応急措置等

1 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示 (法 111)

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又

は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

2 退避の指示（法 112）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し退避の指示を行います。

この場合において、退避の指示に際し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

3 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、地区対策部（現地調整所）等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

4 土地、建物の一時使用等

市長は、緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害への対処に関して、他人の土地、建物その他の工作物の一時使用等、あるいは現場の工作物又は物件の除去、その他必要な措置を講ずることができます。

5 消防に関する措置等

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

消防機関は、武力攻撃災害から住民を保護するため、その施設及び人員を活用して、消防職団員の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救急救助活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減します。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保（法 102）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の要請があったときは、指導、助言、

連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行います。
また、自ら必要があると認めるときも同様とします。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行います。この場合において、市長は必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めます。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための措置を講ずべきことを命じます。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

第 4 節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処（法 105）

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講じます。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じます。

第 9 章 被災情報の収集・報告及び情報提供（本文 P131）

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集・報告及び情報提供に当たり必要な事項について定めます。

1 被災情報の収集（法 126）

市は、あらゆる通信手段等を活用して、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集します。

2 被災情報の報告（法 127）

市は、自ら収集した被災情報については、可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第一報を県及び消防庁に報告します。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告します。

3 被災情報の公表

(1) 市民への広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うものとします。

(2) 総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、又は各種行政相談等にきめ細かに対応するため、総合相談窓口を設置します。

4 被災状況等の調査

市対策本部における各部は、災害発生直後の混乱期が経過し、災害が鎮静化し始めた場合には事後の対策に必要な具体的な被害状況等の調査を行います。

第 10 章 保健衛生の確保その他の措置（本文 P143）

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、それらの措置に必要な事項について定めます。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、健康対策、感染症対策、食品衛生確保対策、飲料水衛生確保対策、栄養指導対策、こころのケア対策を実施します。

2 廃棄物の処理

市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

3 文化財の保護（法 125）

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに準じて市の区域に存する県指定文化財

等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知します。

第 11 章 市民生活の安定に関する措置 (本文 P149)

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されることから、市民生活の安定に関する措置について定めます。

1 生活関連物資等の価格安定 (法 129)

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資もしくは役務又は経済上重要な物資もしくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力します。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、適切な措置を講じます。

(2) 公的徴収金の減免等 (法 162-2)

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施します。

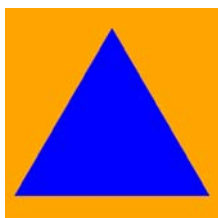
3 生活基盤等の確保

市は、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、並びに水を適切に供給するために必要な措置を講じます。

第 12 章 特殊標章等の交付及び管理 (本文 P152)



市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を適切に交付及び管理するとともに、国、県及びその他関係機

関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。



< 特殊標章 >

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための空白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue		証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血型/Blood type		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

< 身分証明書のひな型 >

第4編 復 旧 等

第1章 応急の復旧 (本文 P154)

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときに、一時的な修繕や補修など応急の復旧のために講ずる必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設

及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

(2) 通信手段の確保

市は、国民保護措置を実施する上で重要な情報通信施設に障害が生じたときは、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急復旧を行います。

(3) 県に対する支援要請（法 140）

市は、自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、県に対して必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のために必要な措置の支援を求めます。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じます。

(2) 管理道路の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

第2章 武力攻撃災害の復旧（本文 P156）

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うため、必要な事項について、以下のとおり定めます。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法整備を講ずること、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って、県と連携し実施します。

(2) 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定めます。

(3) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行います。

第3章 保護措置に要した費用の支弁等 (本文 P157)

市が、保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法 (法 164・168)

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

(2) 他の市町村の応援に要する費用の支弁 (法 165)

市は、他の市町村の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。

(3) 市の措置を代行した場合の費用の支弁 (法 166)

市が、武力攻撃災害により事務を行うことができなくなったときに県が市の実施すべき保護措置を代行したときは、当該費用を県が支弁することとされています。

(4) 市が救援の事務を行う場合の費用の支弁 (法 167)

市が行う救援に関する事務に要した費用は、県が支弁します。

(5) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管します。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償 (法 159)

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行います。

(2) 損害補償（法 160）

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行います。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導もしくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、市の責めに帰すべき事由により損失が生じた場合を除き、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行います。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問合せに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当所管を定めます。

第5編 緊急処理事態への対処

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行います。